平成２７年（フ）第１２０４号
名古屋市天白区植田南２丁目115番地　日映マンションⅡ　９Ａ号
破産者　中澤容士子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
京都府福知山市字長田203番地の39
破産者　丸山　英美
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第２２号
京都府京丹後市丹後町平1378番地の３
破産者　井上樹脂こと　井上　孝司
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第６１９号
兵庫県三木市志染町青山４丁目５番地の11
破産者　井波　友秀
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２０号
兵庫県三木市志染町青山４丁目５番地の11
破産者　井波　美香
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４号
兵庫県明石市西明石南町２丁目19番11号　プリメゾン西明石802号、前住所兵庫県加古川市東神吉町升田1706番地
破産者　若林　幸吉
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
兵庫県明石市魚住町住吉１丁目５番14号　野口第１ビル302号
破産者　倉松　　勝
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
兵庫県明石市大道町１丁目１番24号　セルサス大道弐番館407号
破産者　酒処池田こと　河合　敏道
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
兵庫県明石市大久保町大久保町967番地　シャーメゾン大久保102号
破産者　笠井　章義
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目243番地
破産者　足心道姫路支部こと　中谷　順子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６４号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目43番22号、住民票上の住所奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目43番21号
破産者　三郷石油こと　石田　尚久
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２００号
熊本市西区蓮台寺３丁目４番26号　センタービレッジＡ101号、前住所熊本市南区御幸木部３丁目７番50号
破産者　長井　之裕
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
大分県豊後大野市大野町杉園1135番地２
破産者　古田　重子
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２１０号
北海道留萌市見晴町１丁目９番地の５　マリンドルフ101
破産者　岩崎　　貢
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６８号
釧路市昭和北３丁目３番18号
破産者　山崎　弘二
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５０号
宮城県東松島市大塩字緑ヶ丘４－４　グリーンタウンやもと応急仮設住宅27－５号、住民票上の住所宮城県東松島市浜市字新田42番地４
破産者　石垣　一義
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第５号
宮城県気仙沼市本町２丁目１－10　佐藤美智子方、住民票上の住所宮城県気仙沼市下八瀬348番地28
破産者　生駒　政子
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第８４号
福島県郡山市富田町字下亀田21番地の１　ロイヤル亀田西203号
破産者　江口　　誠
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
茨城県ひたちなか市大字田彦1477番地２　悠高寮
破産者　池神　雄太
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所